



鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）

2013年6月21日

鳥取県監査委員 殿

請求人（請求人代表者）

[Redacted]

請求人

[Redacted]

請求人

[Redacted]

請求人

[Redacted]

上記請求人ら代理人弁護士

[Redacted]

代理人の住所（送達場所及び連絡先）

[Redacted]

第1 請求の要旨

- 1 平成23年度における鳥取県議会全議員の政務調査費（注：平成25年3月1日からは、政務活動費に改称）について、公文書公開請求により入手した政務調査費収支報告書及びその添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なものがある。

これらの詳細は別紙の通りである。

これらの議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、これらの議員に対して返還請求権（不当利得返還請求権）を有しているところ、鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、その返還請求を怠っている。

これは地方自治法第242条第1項の「違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当する。

2 措置請求

よって、監査委員は、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置を取るよう請求する。

- (1) 全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行ない、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

以上の通り、監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する。

第2 請求の理由（「請求の要旨」の補足）

別紙「請求の理由（「請求の要旨」の補足）」の通り

第3 添付書類

- 1 請求人代表者の選任書 1通
- 2 委任状 1通

別紙 請求の理由（「請求の要旨」の補足）

1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

政務調査費（注：平成25年3月1日からは、政務活動費に改称）は実費弁償を原則とする補助金的一种であり、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「鳥取県政務調査費交付条例」（以下条例という。平成25年3月1日からは、鳥取県政務活動費交付条例）に基づいて各県議会議員に交付される。

本件は、平成23年度の政務調査費に関する措置請求なので、以下の地方自治法、鳥取県条例は、平成23年度当時のものを記述する。

地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる。」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務調査費が「鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする」こと、第2条で「第1条の目的を達成するために鳥取県議会議員に対し、政務調査費を交付する」こと、第4条で「議員は政務調査費を規則で定められた使途基準に従い県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない」こと、第5条で議員が「その年度において行った政務調査費による支出（第4条の使途基準に従って行った支出をいう）等を記載した報告書を提出する」こと、並びに「その年度に交付を受けた政務調査費のうち支出に充てない残額が生じたときは、当該残額を県に返還しなければならない」ことなどを定めている。

鳥取県政務調査費交付条例施行規則は、使途基準として「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」及び「人件費」の9項目を定め、各項目ごとに支出できる経費の内容を定めている。

条例は第4条第2項において、「議長は規則で定める使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定める」こと、同条第3項において、「議員はこの指針を尊重しなければならない」ことを規定している。

従って、鳥取県議会の政務調査費は、「議員の調査研究に資する」ための「必要な経費」に限って支出することが認められるのである。

平成23年度の政務調査費については、当該年度途中の9月議会において、政務調査費の使途を規定するガイドラインの一部が改正され、年度後半の10月1日より新ガイドラインに規定された支出の計上と、支出に関する報告の様式が適用されることになった。

市民オンブズ鳥取は、上記に説明した法、条例、規則及びガイドラインの使途基準をもとに、各議員の政務調査費の計上が適正であるか否かを調査検討してきた。

2 按分支出

議員が行う活動は、概念上「政治活動」と「私的活動」に区分され、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」「議会活動」「政党活動」「後援会活動」等に区分することができる。これ等の活動のうち「政務調査活動」に係るもの、しかも政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に該当するもののみが、政務調査費として支出できる。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多い。

政務調査費は、前述の通りの補助金なので、「政務調査活動」のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合は、活動内容の実績に応じた按分により充当するようにガイドラインに明記されている。

当該ガイドラインは、「政務調査活動」とその他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についての按分について、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（按分の根拠を明示すること）」を求めている。

市民オンブズ鳥取は、按分の根拠が明示されていない支出の計上は、ガイドラインを無視したものとして、政務調査費の充当は認められないとした。

3 その他の支出基準

次の各項に該当する支出は、平成23年度政務調査費として適正な計上とは認められない。

- (1) 違う年度にした支出（年度をまたぐものなど）
- (2) 領収書の無いもの（支出した実費が客観的に確認できないもの）
- (3) 違法な支出（違法性が疑われる支出を含む）
- (4) 領収書の日付が無いもの
- (5) 国外調査並びに県外調査についての「政務調査活動報告書」が欠落しているもの
- (6) 議員本人、議員と住所を同じくする個人又は法人もしくはそれらと実質的に同視しうる個人又は法人に対する支出
- (7) 支出内容が具体的でなく、政務調査活動の実態と結び付けることができないもの
- (8) 年度末に駆け込み的に支出が行われていて、当該年度の政務調査に資することが無かったと推定される支出
- (9) 趣味、その他の支出で一般的市民感覚から政務調査費を充当することへの理解が得られないような支出

4 調査・検討の対象

平成23年度政務調査費収支報告書に実費支出のあった34名の議員全員

の支出内容を対象とした。

具体的には、平成24年7月4日に①全議員の平成23年度政務調査費の政務調査出納簿、国外調査報告書、県外調査報告書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿、及びこれらに類する資料、②全議員の政務調査費補助員に関する一切の資料、の開示請求を行い、平成24年8月17日に、①政務調査費補助員の住所、給与の額、②支出、購入先事業者名を非公開とする以外の情報開示がなされた。（その後当該情報開示についての異議申し立てをした結果、平成24年11月29日の鳥取県議会情報公開審査会の答申を受けて、同年12月12日政務調査補助員の住所と給与等の個人情報並びに支出、購入の相手先が個人であって県議会情報公開条例の個人情報に該当するもの以外の情報開示がなされた）

これ等の資料を調査・検討し、さらに、政務調査費の各項目のうち「調査研究費」「広報費」「事務所費」及び「事務費」の4項目について計上額が多かった順に5人の議員をピックアップして領収書等の証拠書類の開示を求め、政務調査出納簿と証拠書類との突合をして、適正な支出かどうかの精査を行った。

5 調査・検討のポイント

- ① 政務調査活動に使用した経費の実費に基づく計上か
- ② 按分の根拠が説明されているか（100%の充当についてもその活動が政務調査に100%該当する理由の説明が存在するか）
- ③ 政務調査活動報告書は適切な内容で作成されているか
- ④ 人件費や事務所費に関する支出に違法性はないか
- ⑤ 年度途中でガイドラインの改正がなされたが、その事への適応はされているか
- ⑥ 備品の購入等について、直接政務調査活動に必要な経費として妥当かどうか

6 調査・検討の結果

各議員の不適正な支出、あるいは妥当性に疑問のある支出の計上を表にまとめて別紙添付資料【Ⅱ】に指摘しているが、全体的に当該年度政務調査費の計上を総括的に見た時に、以下の点で注目すべき事実が見られたので指摘をする。

- i 前年度までは見られなかった政務調査費交付額の全額を返還した議員が1名あった。この影響もあって当該年度の政務調査費執行率は82.2%と前年度（執行率：87.4%）に比較して低下していた。
- ii 年度途中でガイドラインの改正に対する適応が一部不完全であった。特に自家用自動車の燃料費の計上について、ガイドラインの ア の前段（燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じて合理的に説明できる割合で按分する方法）及び イ の方法（走行距離を記録し、当該距離に25円/km

を乗じて計上する方法)を採用した計上は一例のみであった。殆どすべての燃料費の計上がアの後段(使用実態を明確に区分できない場合は、燃料費実費の1/2を上限とする)を採用していた。折角のガイドラインの改正の趣旨(透明性を高め説明責任の向上を狙った)が十分に活かしていないのは残念である。

車検費用やリース料金制限については、新ガイドラインへの適応はされていた。

- iii 「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある」とガイドラインに明記されている。県民の関心も、年間1億5百万円の政務調査費が交付され、その中身を知りたいところにある。しかしながら、政務調査活動報告書が提出されていても、複数人で視察した場合に各議員が全く同一内容の報告書を提出することで済ませるケースや、報告書の内容が政務調査活動報告としての妥当性に疑問を抱かせるようなケース等があり、県民の代表である議員としての矜持を疑いたくなるようなものもあった。納税者である県民は、代表者である議員各位に対し、政務調査活動の本旨を認識し誠実に県政に対処してもらうことを求めているとともに、実施した活動の内容と、掛った経費についての説明を求めている。したがって、調査活動報告書の内容が適正でない計上については認めるべきでないを考える。
- iv 使途項目別に見た場合、当該年度最も計上額が多かったのは、人件費(26,498千円:計上額の30.3%)である。2番目が調査研究費(18,817千円:同21.5%)である。ここ数年このような傾向は変わらないが、この人件費と調査研究費という主要な経費項目が、明確な調査研究目的をもってなされた活動への支出であるのかが疑問である。後述する個人別指摘でも触れるが、人件費についての証拠書類の記録は勤務日数のみのケースがほとんどであり、従事した業務の内容についての説明が無いケースが多かった。調査研究費を充当した県内活動についても単に「懇親会参加」とか「懇談会参加」と言う名目だけで内容不明の集まりに参加した経費を計上しているが、何のためにどのような調査活動をしたのかについては皆目説明されていない。このような内容の不透明な行動への支出は政務調査費の対象として認めるべきではない。

添付資料【I】平成23年度政務調査費の各議員の指摘事項。

1 調査活動報告書に関する指摘事項

- ① 7月19日島根原子力発電所の視察を行った次の9人の議員は、調査活動報告書として、同一内容の書類を提出していた。報告書の結語は「知事と自民党本部へ安全対策等の要望をする。」というものであるが、具体的に何を調査し、県政とのかかわりでどのような安全上の施策を要望したのかについては何も記載していない。

参加費用は自民党会派から292,441円が支出され年度末に会派議員の政務調査費拠出金のなかから引落されていた。

参加議員名： 内田隆嗣、斉木正一、鉄永幸紀、浜崎晋一、藤縄喜和、前田八壽彦、山口享安田優子、横山隆義、の9人の議員

- ② 8月24日～8月26日北海道政務調査に行った内田博長、斉木正一、広谷直樹、の3人の議員は、調査活動報告書として、同一内容とみなされる書類を提出していた（斉木議員と広谷議員とは、殆どが同じ文面）。報告書のまとめは「今後の議会で施策提言に役立てる。」というものであった。各議員が当該調査結果をどのようにとらえたのか不明である。

斉木、広谷の両議員が計上した政務調査費の合計額は328,131円である。これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ③ 10月18日～10月19日北陸地方政務調査に参加した内田博長、斉木正一、福田俊史、の3人の議員は、調査活動報告書として、同一内容とみなされる書類を提出していた。報告書のまとめは「今後の議会審議において視察結果をいかしていきたい。」というものであり、具体的には、小水力発電やバイオマスについて調査したとのことであるが、県政とのかかわりでどのような施策に調査結果を活用したのか不明瞭である。また、視察途中に世界遺産指定の「杵倉合掌造り」集落を見学しているが、本来の視察目的から外れており、余分な経費を必要としたと推察される。

3人の議員が計上した政務調査費の合計額は168,137円である。これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ④ 平成24年1月9日～1月12日台湾調査に参加した福田俊史、藤縄喜和、山口享、横山隆義、の4人の議員は、平井知事をはじめ県内各団体の代表と共に、日華交流事業の催し等に参加した。これ等4人の議員のうち3人（福田、藤縄、及び山口の3議員）は同一内容とみなされる調査活動報告書を提出していた。

このような儀礼的意味合いを持つ交流事業への参加が主たる目的の活動に対して、本来、政務調査費を100%充当することは地方自治法並びに鳥取県政務調査費交付条例の趣旨に照らして適正でない。その上に、政務調査活動報告書の内容が不適切であり、4人の議員が計上した政務調査費合計額340,000円は、これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ⑤ 谷村悠介議員、及び長谷川稔議員の調査活動報告書については、記述が乱暴で（書体がなぐり書きのように見える）、具体性にも乏しく、突っ込んだ調査をした跡が見受けられない。特に、谷村議員の2月17日（大阪府庁）、3月29日（松山市）のフォーラムへの参加等、長谷川議員の3月11日（福島県）、3月22日（岡山県）の視察等は、議員各位が県政の課題に対してどのような政策マインドを抱いて研修や調査をしたのかが見えず、内容が調査活動報告書の体をなしていない。本来報告書は復命書に準じるものであり、ガイドラインに明記された「県外又は国外において政務調査

を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある」との記述は、県民に対する説明責任の一端を「政務調査活動報告書」の提出という行為に求めている訳である。従って、形式的に報告書を出しさえすれば良いというものではない。(ガイドラインの記載例には、「調査事項」、「調査年月日」、「場所」、「調査の相手方」、「【目的】」、「【内容】」、「【結果(成果)等】」の記載を求めている。)従ってこれ等二人の議員の調査活動報告書に該当する調査研究費の計上については政務調査費を充当することは適正でない。

2 添付資料【Ⅱ】各議員の指摘事項一覧表の説明

- ① 市谷知子議員の人件費計上は、補助職員の月々の賃金と年2回の一時金の受取人が日本共産党鳥取県委員会である領収書に依ってなされているが、その人が誰かも不明、一人なのか複数なのかも不明。党県委員会の仕事と政務調査の仕事との仕訳も不明瞭。収支報告書の人件費年間額は961,600円となっているが、政務調査費の充当が適正であるか疑問である。(添付資料【Ⅱ】①の表を参照)
- ② 上村忠史議員の調査研究費について、不適正な支出もしくは政務調査費を充当する事への疑問をもつ支出を表②に列挙した。特筆されることとして i 3月30日(領収書No3-27)に計上されている141,672円のガソリン代金があげられる。これは、1年間分のガソリン代を、議員が支払った実費に基づくことをしないで、自分の車(リース車)の年間走行距離と県内の年間ガソリン単価の平均値に基づいて算出して計上したものである。ガイドラインには「ア 燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。イ 政務調査活動に伴う走行距離を記録し、当該距離に25円/kmを乗じて計上する」と記載しており、当該計上はガイドラインに示された方法を踏襲していない。従ってこのようなガソリン代計上に対して、政務調査費を充当することは適正でない。 ii 4月27日~1月27日に亘って15件の会費の計上があるが、上村議員が、これ等の会に対してどのように政務調査活動を行っているのか、その実態が説明されていなく、会費の100%を政務調査費で充当することは不適正である。(添付資料【Ⅱ】②の表を参照)
- ③ 内田隆嗣議員については、事務所費と人件費について指摘する。先ず事務所費について5月1日から翌年3月1日の11ヵ月分を72,000円づつ計792,000円計上しているが、10万円の月額家賃の72%を按分して政務調査費として計上したことへの説明(按分の根拠)が示されていない。この事務所でどのような政務調査活動がなされたのか不明瞭であり、政務調査費を充当することに県民の理解が得られない。

また人件費については、年間1,986,000円を補助職員に支払っているが、勤務簿に勤務日数を記載してあるものの、補助職員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭。また、按分率72%の根拠を示す書面が無く、当該計上は不適切である。(添付資料【Ⅱ】③の表を参照)

- ④ 内田博長議員政務調査費については、8月分(8/29)と11月分(11/13)に1日2回のガソリンの給油がされた記録があり、本人以外の車への給油ではないかとの疑問がもたれる。

また、10月度の北陸視察の際の相倉合掌造り集落への立ち寄りには政務調査の目的から外れており、この経費は除外されるべきである。(添付資料【Ⅱ】④の表を参照)

- ⑤ 興治英夫議員の領収書No13(500円)の調査研究費(明石駅での週刊誌代)や領収書No177、83、199、195の事務費に計上された支出(按分率90%で計58,350円)は政務調査活動の実態(必要な経費か)が説明されていなく、また、事務費の按分率90%の根拠も示されていなく、政務調査費を充当することは不適切である。(添付資料【Ⅱ】⑤の表を参照)

- ⑥ 国岡智志議員の事務費と事務所費の全体に亘って按分率の根拠が示されていない。多くの支出（毎月の電気代、通信費、コピー代、から事務用品の購入先、そして事務所修理に係る経費まで）が議員と同じ姓の国岡洋之助を代表とする(有)国岡建材にされている。もしも議員の親族が経営する業者であれば不適正な支出と言わざるを得ない。そのうえ、10枚余の領収書が、納入業者の側で按分をし、按分後の金額を受領したとする領収書となっていた。ガイドラインには「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定して明らかにすること。」と明示してある。通常、納入業者の側から按分後の金額を受領することはあり得なく、このような支出計上には政務調査費を充当すべきでない。また、事務所費について、11月9日付け（領収書№78）智頭町 IRU 設備設置工事地域情報化分担金 43,000 円は、本来地域住民として負担すべき経費であり、政務調査費として充当することは適正でない。
- 更に、事務所の修繕に係る経費について政務調査費を充当することに関しては、ガイドラインにも、「事務所用地購入費、事務所建築費等に充当することはできない」と明記され、維持経費についても「政務調査活動に使用する範囲内」と記されている。国岡議員は事務所を賃借しており、借主がこれを負担する理由が無いので、領収書№120、153、及び157の支出計上分は、事務所貸主が負担すべき支出である。故に政務調査費の充当は適正でない。（添付資料【Ⅱ】⑥の表を参照）
- ⑦ 砂場隆浩議員の広報費は、全体に亘って按分率が70%となっているが、按分の根拠を示すものがない。ガイドラインでは「記事の書類に按分の根拠を明示すること」とあり、根拠を示す書類が添付されていないので政務調査費を充当することは適正でない。また、事務所費として4月30日に2回計上されている4,209円（領収書№345と346）は領収書が同じ内容であり、ダブっているのではない。同じ4月30日の県政ひろば家賃（52,500円）の計上について按分率75%の根拠が示されていない。（添付資料【Ⅱ】⑦の表を参照）
- ⑧ 谷村悠介議員の3月30日と3月31日の2日間に計上した事務費並びに調査研究費計10件の計上（領収№3-38～3-51、合計金額515,268円）は、年度末の駆け込み購入で、当該年度政務調査活動に寄与しない支出であり、ガイドラインに記載してある「政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査研究に必要な経費に対して支給するもの」との記述に当てはまらないので、充当することは不適正である。また、事務費と資料購入費の計上にあたって、出納簿や領収書の説明記載が「事務用品（ファイル）」あるいは「政務調査用書籍代」（〇〇書店）となっており、支出の内容が不明のケースがほとんどであった。このような出納簿の記載や証拠書類の提出で、議員の説明責任が十分果たせているとは言えない。また、政務調査活動に100%必要な支出であったと認めることはできない。（添付資料【Ⅱ】⑧の表を参照）
- ⑨ 鉄永幸紀議員の広報費は、県政報告の印刷費（封筒印刷費も含め）、折り込み料、郵送料、配送料等の名目で計上されているが、按分率100%の根拠を示す書類が示されていない。ガイドラインには、「記事の書類に按分の根拠を明示すること」となっている。県政報告の原文のコピーも示されていないのでこれ等の計上に政務調査費を充当することは適正でない。また、7月22日（8,000円）、1月18日（5,680円）、及び3月30日（8,000円）の広報費計上については、「切手代」とのみ記入されていて、その使用目的の説明が何も示されていない。このような計上では、政務調査活動に必要であったことを説明していないので、充当することは適正でない。（添付資料【Ⅱ】⑨の表を参照）
- ⑩ 錦織陽子議員の広報費は、議会報告の印刷代、同報告の郵送料、同報告の送付用封筒代、同報告

の折り込み料、同報告用コピー用紙代、等々を按分率 100%で計上している。しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100%政務調査費を充当することは不適正である。

また、領収書No2-7と3-3に該当する計上は、金額的にも200円と800円と言った少額の支出であり、広報活動と言うには疑問が残る。どちらかと言うと支援者に対する後援会活動に該当する支出とみなされる。(添付資料【Ⅱ】⑩の表を参照)

- ⑪ 浜崎晋一議員の広報費は、議会報告の印刷費、同報告の郵送料、同報告の葉書費用等の経費合計347,450円が按分率 100%で計上されている。しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100%政務調査費を充当することは不適正である。

また、領収書No0330-3の人件費(金額の詳細は不明)は、派遣会社への支払いと思われる。ガイドラインの人件費についての規定は「調査研究を補助する職員の雇用に要する経費(給料、手当、社会保険料など)」とされている。当該ケース「派遣会社への支払い」は雇用とは異なり、政務調査費として計上することは適正でない。更に勤務日数の記載もなく、業務内容の説明も無い。(添付資料【Ⅱ】⑪の表を参照)

- ⑫ 浜田妙子議員の事務所費は、各支出について、按分率が80%と90%とに分けて経費処理されている(事務所賃借料、電気代、灯油代、照明器具交換代等は80%で、ガス代、水道代、し尿くみとり料等は90%)。しかし、これ等の按分率の根拠が説明されていない。ガイドラインには「証拠書類に按分率の根拠を明示すること」と規定されている。したがって、按分率の根拠が説明されないままに按分率を使い分けて計上することは、不適正である。(添付資料【Ⅱ】⑫の表を参照)

- ⑬ 廣江式議員の人件費は、添付資料【Ⅱ】⑬の表内に指摘した通り、4月28日付け領収書No313人件費1,445,913円が支出計上されている(廣江議員の出納簿の4月28日付け摘要欄「養和会(補助職員賃金)」)。添付されている領収書等の証拠書類「※平成23年度補助職員給与明細書」(期間:平成23年4月1日~平成24年3月31日)の表には、給与、賞与、社会保険料の合計金額が5,783,652円とされ、按分率の計算式として次の如く記載されている。また、勤務日数は263日とされている。

$$\text{按分率} = (A)25\% / (A)25\% + (B+C)10\% + (D)65\%$$

$$\text{政調費分} = 1,445,913$$

しかし、この計算式の意味が不明である(A,B,C,Dの定義が無く、計算式と言えるのか疑問)ばかりか、肝心の給与等が支払われたという事実を証明する領収書が無い。また、政務調査の仕事25%と他の75%の仕事の仕訳も不明瞭である。

ガイドラインの共通項目には、「② 政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給する」と定められている。したがって、廣江議員が4月28日付で支出計上した1,445,913円は、議員の調査、研究に必要な経費であったと認める説明が無く、更に補助職員に給与等が支払われたことの証明も無いので、政務調査費を充当することは不適正である。

- ⑭ 福田俊史議員の事務所費、調査研究費、及び事務費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑭の表に列記した。特に事務所費のなかで5月分~翌年3月分の事務所電気代が80%按分して11ヵ月合計287,771円(平均26,161円/月)と非常に高額な支出である(他の議員、例えば前に述べている浜田妙子議員は、5月~翌年3月までの事務所電気代が80%按分して11ヵ月合計で42,668円(平

均 3,879 円/月)である)。当該事務所を使用して特別な調査、研究を実施したとの説明は無く、通常の事務所使用における電気料金としては高すぎる。また、事務所費として 3 月 30 日に支出計上している事務所移転費用 60,000 円 (領収書№317、75,000 円の 80% 按分) はガイドラインに定めている「事務所の設置及び管理に要する費用」以外の費用であり、当該計上は不適正である。また、年度末であり、当該年度の政務調査活動に寄与することは無かったと考えられる支出である。

福田議員の調査研究費で月々のガソリン代の支払いを証明する領収書が、株式会社トリバイと株式会社たけうちの二社から発行されているが、ガソリンの給油日、給油量、単価等の記載が無い。単に「ガソリン代」と言う名目の領収書が存在していたとしても、政務調査活動を含む議員活動に掛った燃料費の実費である事を示す根拠 (実績) が無いと、按分率を 6 割、或は 5 割として政務調査費に充当する意味がない。したがって、当該計上をそのまま政務調査費として充当することは不適正である。また 3 月 26 日に支出計上している備品 (自転車購入費) 94,500 円領収書№309 は、年度末に駆け込みで購入したものであり、当該年度の政務調査活動へ寄与することは殆どなかったものと推測され、政務調査費として計上することは不適正である。

- ⑮ 福間裕議員の広報費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑮の表に示している。議会だよりの作成経費、郵送料金、及び新聞折り込み料等の経費合計 608,771 円が按分率 100% で計上されている。しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100% 政務調査費を充当することは不適正である。

- ⑯ 藤井省三議員の調査研究費並びに事務費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑯の表に示している。調査研究費について、4 月～翌年 3 月までの月々の燃料費が按分後の額として領収書に記載されている (領収書№1012, 1013, 1014, 1015, 1016, ①017, 216, 217, 218, 219, 220、及び 221)。しかし、ガソリンを給油した実費の記載が無い。ガイドラインには「燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。なお、使用実態を明確に区分できない場合は、燃料費実費の 1/2 を上限とする。」と定められている。したがって、燃料費実費を示していない領収書に基づいた政務調査費の充当は不適正であり、当該年度に支出計上された燃料費 (5 割按分後の額) の合計 266,562 円は認められない。

事務費については、按分率 100% で購入した物品の内容が示されていない (証拠書類に事務用品としか記されていない) ので政務調査活動に必要であったことが確認できないケース、コピー機リース料が 9 割按分で年間経費として 396,900 円計上されているケース (領収書№1007, 10008, 212, 及び 213) 等、政務調査活動にどの程度寄与したのか、また、本当に必要であったのか、按分率の根拠も説明されていなく、このような計上に政務調査費を充当することは適正でない。また事務委託料として上期、下期合計で 45 万円 (9 割按分後) の事務費が計上されている (領収書№912, 210)。しかし、委託した業務の内容が不明であり、政務調査活動に従事したことを示す証拠が無い。按分率 9 割の根拠も説明されていなく、このような計上に政務調査費として充当することは適正でない。

- ⑰ 藤縄喜和議員の人件費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑰の表に示している。8 月～翌年 3 月までの 8 ヶ月間毎月 20 日間勤務し、年間 576,000 円の人件費を計上しているが、「藤縄喜和政務調査事務補助員賃金受領証」 (領収書等№I) に記されている受領者名の [] は親族 (息子) と思われる。その親族がどのような政務調査の仕事を行ったのか説明されていない。また、按分率 90% の根拠も説明されていない。このような勤務実態が不明瞭な中で人件費の計上に対して政務調査

費を充当することは適正でない。

- ⑱ 安田優子議員の人件費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑱の表に示している。補助職員■■■■の領収書は1枚（領収書No.901）のみで、平成24年3月31日に年間分の賃金と通勤費をまとめて受領したになっている。しかし、このような人件費の支払いは「賃金は、毎月1回以上一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされている労働基準法第24条第2項の規定に違反している。また、当該補助職員の出勤簿に記載の日、時の全てを政務調査の仕事に充てていたという説明もされていなく業務の実態が不明瞭である。（年間を通じて100%政務調査費の対象としている。）したがって、このような違法と思われ賃金の支払い、並びに、業務実態が不明瞭な支出計上に対して政務調査費を充当することは不適正である。
- ⑲ 山口亨議員の調査研究費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑲の表に示している。年度上期に25万円の自動車リース料を支払っているが、自動車共済保険料20,337円（領収書No.3）並びに車両整備費138,000円（領収書No.77）を借主の議員が支払う必要はなく、不適正な計上である。また、平成24年1月9日～同月12日の台湾調査経費85,000円（領収書No.141）は、日華親善議員連盟の代表として他の3人の議員と一緒に、平井知事らと共に台湾を訪問したものであり、本来の目的が政務調査活動ではなく、鳥取県と台湾の交流事業への参加が主たる目的の行動であった。したがって、この経費を100%政務調査費として充当することは不適正である。

以上

添付資料【Ⅱ】各議員の指摘事項一覧表

①

市谷知子議員 H23年度政務調査費チェック結果					備考
月日	領収書No.	経費区分	金額	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	
4月21日	403	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費4月分() ●●円×60時間」である。	領収証によると、4月から12月までの9カ月分の賞金と7月と12月の2回の一時金の受取人が、共産党鳥取県委員会となっており、領収印もおなじである。受取人が誰なのかも不明、一人なのか複数人なのかも不明。党県委員会の仕事と政務調査の仕事との仕訳も不明瞭。
5月24日	502	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費5月分() ●●円×60時間以上(63.5時間)」である。	
6月22日	604	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費6月分() ●●円×60時間以上(66時間)」である。	
7月6日	701	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費一時金1ヶ月分」である。	
7月22日	704	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費7月分() ●●円×60時間以上(71.5時間)」である。	
8月23日	803	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費8月分() ●●円×60時間以上(62.5時間)」である。	
9月21日	903	人件費	?	出納簿の記載は「9月分補助者人件費() ●●円×60時間以上(76時間)」である。	
10月21日	1002	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費() ●●円×60時間以上(71.5時間)」である。	
11月21日	1103	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費() ●●円×60時間以上(67時間)」である。	
12月12日	1201	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費年末手当1ヶ月分」である。	
12月22日	1205	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費12月分() ●●円×60時間以上(64時間)」である。	

上村忠史議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
5月26日	5-17	調査研究費	¥5,571	県外出張時の燃料費とワイパー購入費の合計金額を按分率6割で計上しているが、3人1台で出張なので1/3にするべきではないかとの疑問あり。	会費が按分率100%で計上されているが、議員の政務調査活動としての参加の実体が説明されていないので、政務調査費に充当することは不適正である。
5月26日	5-18	調査研究費	¥3,405	県外出張時の燃料費を按分率6割で計上しているが、3人1台で出張なので1/3にするべきではないかとの疑問あり。	
6月25日	6-10	調査研究費	¥6,000	日本会議・広島懇親会費として計上しているが、ガイドラインの枠(5千円)を超えるものであり認められない。	
6月28日	6-16	調査研究費	¥4,800	宿泊費(白兔会館)として計上されているが、何の目的で宿泊したか説明がなく政務調査活動とのかかわりが不明であり、計上に疑問あり。	
8月22日	8-7	調査研究費	¥4,800	当該宿泊費は議会常任委員会への出席に係るものであり、議会費から費用弁償されるべき費用ではないか。	
8月25日	8-11	調査研究費	¥300	鳥取なしっこ館の入場券代は領収書でなく入館券のコピーであり、実費の証明とはならず不適正な計上である。	
10月17日 ～19日	8-5 10-1～12	調査研究費	¥97,080	北方領土視察(根室市、釧路市)は県政への反映がどのようなになされたか不明であり、政務調査費を充当することは疑問である。	
11月18日	11-7	調査研究費	¥36,500	全国育樹祭参加経費の内訳は、宿泊料3万5千円と名所「春日山原生林」の視察料6千円であり、宿泊費限度額も超え、不適正な計上である。	
3月30日	3-27	調査研究費	¥141,672	ガソリン代年間分の計上であるが、給油事実を証明する証拠がなく、料金を支払った証拠も示されていないので、不適正な計上である。	
4月27日	4-12	調査研究費	¥5,000	(社福)鳥取いのちの電話会費	
5月9日	5-4	調査研究費	¥2,000	日野川の源流を守る会会費	
6月6日	6-2	調査研究費	¥2,000	あすの日本を考える会会費	
6月6日	6-3	調査研究費	¥2,000	新聞アイデンティティー会費	
6月10日	6-5	調査研究費	¥3,000	救う会鳥取会費	
6月12日	6-12	調査研究費	¥2,000	大山町日韓親善交流会会費	
7月4日	7-4	調査研究費	¥2,000	鳥取県文化振興財団会費	
7月26日	7-15	調査研究費	¥15,000	米子境港政経クラブ会費	
8月24日	8-8	調査研究費	¥300	スポーツしよい大山ボーリング部会費	
10月12日	10-4	調査研究費	¥10,000	日本会議会費	
10月17日	10-5	調査研究費	¥10,000	日本会議鳥取県本部会費	
10月25日	10-17	調査研究費	¥94,500	内外情勢調査会会費	
11月24日	11-18	調査研究費	¥6,000	新しい歴史教科書を作る会会費	
1月23日	1-5	調査研究費	¥30,000	米子境港政経クラブ会費	
1月27日	1-10	調査研究費	¥1,000	九州大学親和会会費	

内田隆嗣議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	内田隆剛議員 H23年度政務調査費の取組	備考	
5月1日	5-1	事務所費	¥72,000	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	当該事務所において政務調査の活動実態を示す書類が存在しなく、按分率72%の根拠を証明する書面も存在しないので、計上することは不適正である。	
6月1日	6-1	事務所費	¥72,000	5月分事務所賃借料(竹内合同会社)@ ¥1000,000 × 72%		
7月1日	7-1	事務所費	¥72,000	6月分事務所賃借料 按分率同上		
8月1日	8-1	事務所費	¥72,000	7月分事務所賃借料 按分率同上		
9月1日	9-1	事務所費	¥72,000	8月分事務所賃借料 按分率同上		
10月1日	10-1	事務所費	¥72,000	9月分事務所賃借料 按分率同上		
11月1日	11-1	事務所費	¥72,000	10月分事務所賃借料 按分率同上		
12月1日	12-1	事務所費	¥72,000	11月分事務所賃借料 按分率同上		
1月1日	1-1	事務所費	¥72,000	12月分事務所賃借料 按分率同上		
2月1日	2-1	事務所費	¥72,000	1月分事務所賃借料 按分率同上		
3月1日	3-1	事務所費	¥72,000	2月分事務所賃借料 按分率同上		
			¥72,000	3月分事務所賃借料 按分率同上		
4-2 5-2		人件費	¥1,986,000	毎月21日付けで支払われ年間計1,986,000円の計上となっている。勤務簿に年間勤務日数255日となっているが、補助員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭。また、按分率72%の根拠を示す書面が無く、当該計上は不適切である。		
6-2 7-2						
8-2 9-2						
10-2 11-2						
12-2 1-2						
2-2 3-2						

内田 博長議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
10月7日	1004	調査研究費	¥25,463	8月分ガソリン代(出光クレジット)@42,439×60%と記載されているが、領収書No.1004には8/29に2回給油(28.3L、34.5L)がされたことになっている。1日に2回の給油は本人以外の車への給油の疑いをもたれる。	
10月31日	1022	調査研究費	¥4,019	10/17～10/19石川、富山の視察途中で相倉合掌造り集落へ立ち寄った際の駐車場料金は政務調査活動に係るものではなく、駐車料金の1/3の167円の充当は不適正である。	
1月10日	105	調査研究費	¥19,134	11月分ガソリン代(出光クレジット)@38,268×50%と記載されているが、領収書No.105には11/13に2回給油(34.82L、43.88L)がされたことになっている。1日2回給油することは本人以外の車への給油の疑いをもたれる。	

5

興治英夫議員 H23年度政務調査費チャエック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	明石駅での週刊誌代 政務調査費として充当することへの疑問点	備 考
8月4日	13	調査研究費	¥500		週刊誌の購入が政務調査活動に必要であるとの説明が無く、計上は不適切。
8月12日	101	事務費	¥792	シャープペン・ボールペン	100%計上は妥当でない。
8月22日	105	調査研究費	¥14,878	油代 8月3日 3,561円 8月11日 54,212円 8月25日 54,021円 本(按分率60%)	計111.78リットルの給油は一ヶ月間の給油量として多すぎるのではないか。
9月29日	165	事務費	¥113	ボールペン替え芯 2本(按分率90%)	按分率90%の根拠が不明。
10月13日	177	事務費	¥1,651	のり5本 テープ1ヶ(按分率90%)	政務調査活動の実態と按分の根拠が説明されていなく、計上は不適切。
2月1日	83	事務費	¥14,817	ラベルシート(按分率90%)	
3月8日	199	事務費	¥36,855	ラベルシート(按分率90%)	
3月12日	195	事務費	¥5,027	事務用品代(按分率90%)	

国岡智志議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適切な支出もしくは妥当性への疑問点	備考
6月11日	8	事務費	¥30,240	電子辞書代(コジマ) 30,240×100%(按分率)	按分率(100%)の根拠が示されていないので不適切な計上である。
7月29日	33	事務費	¥10,950	6月分通信費((有)国岡建材) 27,376×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	①全体に亘って按分率の根拠が示されていない。 ②6月分～12月分の通信費は按分率40%で計上されているのに対し、1月分以降の通信費並びに他の事務用品等については按分率100%の計上となっており、このように同じ事務費について按分率が異なるような計上はオカシイので、低い方の40%に統一すべきである。 ③幾多の支払い先が(有)国岡建材となっているが、議員の親族が経営する業者であるとするば不適切な計上となると思われる。
7月29日	27	事務費	¥12,512	5・6月分コピー代((有)国岡建材) 12,519×100%(按分率)	
8月30日	44	事務費	¥7,808	7月分通信費((有)国岡建材) 19,522×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
8月31日	45	事務費	¥4,666	7月分コピー代((有)国岡建材) 4,666×100%(按分率)	
9月30日	58	事務費	¥3,943	8月分通信費((有)国岡建材) 9,858×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
9月30日	59	事務費	¥990	8月分コピー代((有)国岡建材) 990×100%(按分率)	
10月31日	73	事務費	¥3,831	9月分通信費((有)国岡建材) 9,579×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
10月31日	74	事務費	¥3,052	9月分コピー代((有)国岡建材) 3,052×100%(按分率)	
11月4日	77	事務費	¥6,980	電話機代(コジマ) 6,980×100%(按分率)	
11月30日	89	事務費	¥3,944	10月分通信費((有)国岡建材) 9,860×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
12月28日	108	事務費	¥4,180	11月分通信費((有)国岡建材) 10,550×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
12月28日	109	事務費	¥13,706	10・11月分コピー代((有)国岡建材) 13,706×100%(按分率)	
12月28日	111	事務費	¥27,900	事務用品購入代((有)国岡建材) 27,900×100%(按分率)	
12月28日	112	事務費	¥29,000	パソコン(中古)購入代((有)国岡建材) 29,000×100%(按分率)	
12月30日	18	事務費	¥3,451	12月分(11/1～11/30)通信費((有)国岡建材) 8,628×40%(按分率) 業者が按分して領収書を発行	
1月16日	115	事務費	¥67,500	FAXコピー機代・通信基本料(リコー・ジャパン(株)) 67,500×100%(按分率)	
1月27日	120	事務費	¥45,420	1月分通信費(2ヶ月分)・接続機器代 45,420×100%(按分率)	
1月27日	121	事務費	¥1,575	12月分通信基本料(リコー・ジャパン(株)) 1,575×100%(按分率)	
2月23日	141	事務費	¥23,202	事務用品代(カウネット(株)) 23,202×100%(按分率)	
2月23日	142	事務費	¥7,394	2月分通信費(西日本電信電話(株)) 7,394×100%(按分率)	
3月19日	160	事務費	¥1,575	1月分通信基本料(リコー・ジャパン(株)) 1,575×100%(按分率)	
3月27日	171	事務費	¥8,268	2月分通信基本料・トナー代(リコー・ジャパン(株)) 8,268×100%(按分率)	
4月2日	194	事務費	¥12,369	3月分通信費(西日本電信電話(株)) 12,369×100%(按分率)	
4月27日	196	事務費	¥9,106	4月分通信費(西日本電信電話(株)) 9,106×100%(按分率)	H24年度分に係る経費であり、H23年度への計上は不可であり、不適正。

6月30日	17	事務所費	¥3,311	5月分(5/1~5/16)電気代((有)国岡建材) 16,550 × 40% × 1/2	①全体に亘って按分率の根拠が示されていない。
7月29日	25	事務所費	¥5,236	6月分電気代((有)国岡建材) 13,092 × 40%	また、11月末日までの電気代については按分率が40%であるのに対し、12月以降の電気代並びに年間を通じての事務所賃借料や駐車場代の按分率が100%で計上されている。
8月31日	39	事務所費	¥6,090	7月分電気代((有)国岡建材) 15,226 × 40%	同じ事務所経費のなかで、按分率を変えて計上しなければならぬ理由が説明されていないので低い側の40%に統一して計上すべきである。
9月30日	50	事務所費	¥5,919	8月分電気代((有)国岡建材) 14,798 × 40%	②幾つかの支払先が(有)国岡建材となっており、もしかして議員の親族が経営する業者であるとしたら不適正な計上であり認められない。
10月31日	64	事務所費	¥5,894	9月分電気代((有)国岡建材) 14,735 × 40%	③12月20日支払いの「11月分事務所賃借料30,000 × 100%」は2回のダブった支払いではないか。
11月30日	86	事務所費	¥7,877	10月分電気代((有)国岡建材) 19,693 × 40%	これらは議員が賃借している事務所の修繕工事や一部の設備改善に要する経費であり、特別な理由のない限り事務所の所有者が負担すべき費用であり、政務調査費を充当すべきでない。
12月28日	94	事務所費	¥6,476	11月分電気代((有)国岡建材) 16,190 × 40%	
12月28日	104	事務所費	¥3,570	12月分(11/15~11/30)電気代((有)国岡建材) 17,852 × 40% × 1/2 業者が按分して領収書を発行	
12月26日	102	事務所費	¥1,786	12月分電気代(中国電力株) 1,786 × 100%	
1月18日	116	事務所費	¥4,096	1月分電気代(中国電力株) 4,096 × 100%	
2月23日	143	事務所費	¥5,785	2月分電気代(中国電力株) 4,096 × 100%	
3月27日	170	事務所費	¥5,559	3月分電気代(中国電力株) 5,559 × 100%	
4月25日	195	事務所費	¥6,094	4月分電気代(中国電力株) 6,094 × 100%	
1月20日	118	事務所費	¥7,092	灯油代((有)中村伊平商店) 7,092 × 100%	
2月23日	140	事務所費	¥11,760	灯油代((有)中村伊平商店) 11,760 × 100%	
3月30日	175	事務所費	¥18,130	灯油代((有)中村伊平商店) 18,130 × 100%	
12月28日	110	事務所費	¥105,000	事務所賃借料(5月~11月分)((有)国岡建材) 15,000 × 7ヶ月 × 100%	
12月20日	101	事務所費	¥30,000	11月分事務所賃借料() 30,000 × 100%	
12月15日	95	事務所費	¥2,100	12月半月分補助職員駐車場代 2,100 × 100%	
1月20日	117	事務所費	¥30,000	12月分事務所賃借料 30,000 × 100%	
1月30日	125	事務所費	¥4,200	1月分補助職員駐車場代 4,200 × 100%	
2月20日	137	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(1月分) 30,000 × 100%	
2月28日	151	事務所費	¥4,200	2月分補助職員駐車場代 4,200 × 100%	
3月20日	161	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(2月分) 30,000 × 100%	
3月30日	176	事務所費	¥4,200	3月分補助職員駐車場代 4,200 × 100%	
3月31日	183	事務所費	¥55,000	議員駐車場代(11ヶ月分)(梶川商店) 5,000 × 11ヶ月分 × 100%	
3月31日	184	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(3月分) 30,000 × 100%	
11月9日	78	事務所費	¥43,000	智頭町IRU設備設置工事 地域情報化分担金 43,000 × 100%	
1月27日	120	事務所費	¥9,765	通信機器接続工事代 9,765 × 100%	
2月29日	153	事務所費	¥498	事務所ドア修繕部品代(コメリ) 498 × 100%	
3月5日	157	事務所費	¥2,476	事務所トイレ備品代(カインズ) 2,476 × 100%	

砂場隆浩議員 H23年度政務調査費チェック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月4日	23	広報費	¥18,368	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
6月14日	33	広報費	¥183,302	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
8月14日	122	広報費	¥25,760	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
8月29日	120	広報費	¥172,907	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
8月29日	121	広報費	¥8,417	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月3日	196	広報費	¥27,181	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月8日	202	広報費	¥136,745	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

7

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備 考
11月9日	203	広報費	¥7,381	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	204	広報費	¥3,248	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	205	広報費	¥29,085	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	206	広報費	¥6,051	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
12月28日	259	広報費	¥23,947	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査レポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
12月31日	260	広報費	¥14,250	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	266	広報費	¥8,144	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

7

月日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
1月4日	267	広報費	¥8,372	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	268	広報費	¥6,097	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	269	広報費	¥19,152	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
1月11日	275	広報費	¥3,087	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政調査レポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
4月30日	345	事務所費	¥4,209	県政ひろば火災保険料 領収No0190095	同じ内容の領収書がダブルで入っているのではないかと疑われる。
4月30日	346	事務所費	¥4,209	県政ひろば火災保険料 領収No0190095	また、按分率75%の根拠なし。
4月30日	1	事務所費	¥52,500	県政ひろば家賃	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

谷村悠介議員 H23年度政務調査費チェック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備 考
5月12日	5-3	事務費	¥420	事務用品(ファイル)	これらの数のファイルを全て政務調査活動に使用したことを示す書類が存在しないので100%を計上することは不適切である。
5月25日	5-4	事務費	¥1,338	事務用品(ファイル)	
6月27日	6-10	事務費	¥360	事務用品(ファイル)	
6月28日	6-12	事務費	¥1,084	事務用品(ファイル)	
7月6日	7-9	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	
7月14日	7-14	事務費	¥764	事務用品(ファイル)	
7月15日	7-17	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	
8月9日	8-11	事務費	¥1,050	事務用品(ファイル)	
8月25日	8-33	事務費	¥105	事務用品(ファイル)	
8月29日	8-47	事務費	¥3,352	事務用品(ファイル)	
8月31日	8-55	事務費	¥904	事務用品(ファイル)	
9月20日	9-7	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	
10月8日	10-14	事務費	¥1,694	事務用品(ファイル)	
12月9日	12-9	事務費	¥2,700	事務用品(ファイル)	
2月20日	2-21	事務費	¥420	事務用品(ノート・ファイル)	
2月24日	2-25	事務費	¥1,552	事務用品(ファイル・プリント用紙)	
3月20日	3-8	事務費	¥3,562	事務用品(サインペン・ファイル)	
10月3日	10-9	事務費	¥8,136	事務所用棚	ガイドラインでは按分率の根拠を明示することあり、領収書等に按分の根拠が記載されていないので、100%を計上することとは不適切である。
12月22日	12-10	事務費	¥5,638	事務所用棚	
3月30日	3-38	事務費	¥1,948	事務用品(プリンターインク)	
3月30日	3-39	事務費	¥252,000	事務用品(紙折機等)	
3月30日	3-42	事務費	¥52,500	事務所用本棚・事務机	
3月31日	3-49	事務費	¥8,320	事務用品(USBメモリ)	
3月30日	3-50	事務費	¥9,680	オートシート型モバイル代	
3月30日	3-51	事務費	¥97,440	パソコン代	
3月30日	3-43	調査研究費	¥21,780	政調用ICレコーダー代	
3月30日	3-45	調査研究費	¥19,800	事務所用ビデオデッキ	
3月30日	3-46	調査研究費	¥41,800	カラープリンター代	
3月30日	3-47	調査研究費	¥10,000	プリンターインク代	
12月22日	12-10	事務費	¥5,638	事務所用棚	合計515,268円を年度末の2日間で駆け込み購入している。政務調査費から100%支出する根拠もない。また、ガイドラインにて政務調査費はこれから行う調査・研究にではなく、行った調査研究に充当するとあり、これ等の計上は不適切である。
3月30日	3-38	事務費	¥1,948	事務用品(プリンターインク)	
3月30日	3-39	事務費	¥252,000	事務用品(紙折機等)	
3月30日	3-42	事務費	¥52,500	事務所用本棚・事務机	
3月31日	3-49	事務費	¥8,320	事務用品(USBメモリ)	
3月30日	3-50	事務費	¥9,680	オートシート型モバイル代	
3月30日	3-51	事務費	¥97,440	パソコン代	
3月30日	3-43	調査研究費	¥21,780	政調用ICレコーダー代	
3月30日	3-45	調査研究費	¥19,800	事務所用ビデオデッキ	
3月30日	3-46	調査研究費	¥41,800	カラープリンター代	

⑧

月日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月10日	6-1	資料購入費	¥3,205	政務調査用書籍代 (今井書店)	計137,642円 全て100%政務調査費として計上しているが、領収書No3-41の住宅用地図以外は、書籍の名称や内容が明示されてない。これ等の書籍が政務調査活動に必要なものである事を確認出来ない以上、政務調査費の充当は認められない。
6月15日	6-5	資料購入費	¥5,166	政務調査用書籍代 (今井書店)	
6月30日	6-15	資料購入費	¥1,470	政務調査用書籍代 (デイリーイン倉吉)	
7月10日	7-13	資料購入費	¥2,355	政務調査用書籍代 (ブックオフ)	
7月27日	7-35	資料購入費	¥3,528	政務調査用書籍代 (今井書店)	
8月4日	8-7	資料購入費	¥840	政務調査用書籍代 (ANA FESTA)	
8月7日	8-10	資料購入費	¥860	政務調査用書籍代 (kiosk)	
8月24日	8-28	資料購入費	¥1,470	政務調査用書籍代 (紀伊國屋)	
9月8日	9-8	資料購入費	¥2,979	政務調査用書籍代 (八重洲ブックセンター)	
10月11日	10-2	資料購入費	¥3,920	政務調査用書籍代 (今井書店)	
10月9日	10-15	資料購入費	¥3,455	政務調査用書籍代 (ブックオフ)	
10月18日	10-26	資料購入費	¥10,295	政務調査用書籍代 (今井書店)	
11月16日	11-16	資料購入費	¥1,200	政務調査用書籍代 (原書店)	
11月16日	11-17	資料購入費	¥2,200	政務調査用書籍代 (田村書店)	
11月16日	11-18	資料購入費	¥1,500	政務調査用書籍代 (長島書店)	
11月16日	11-19	資料購入費	¥4,500	政務調査用書籍代 (大雲堂書店)	
11月19日	11-20	資料購入費	¥500	政務調査用書籍代 (日本特価書籍小売店)	
12月27日	12-17	資料購入費	¥2,500	政務調査用書籍代 (ジュンク堂書籍)	
2月17日	2-17	資料購入費	¥2,750	政務調査用書籍代 (ブックオフなんば駅南口店)	
2月20日	2-19	資料購入費	¥10,360	政務調査用書籍代 (今井書店)	
2月20日	2-20	資料購入費	¥2,499	政務調査用書籍代 (花房書店)	
2月22日	2-22	資料購入費	¥892	政務調査用書籍代 (コスモ吉方店)	
2013/24	2-23	資料購入費	¥798	政務調査用書籍代 (横山書店)	
2月26日	2-26	資料購入費	¥840	政務調査用書籍代 (全泰通商)	
3月22日	3-18	資料購入費	¥1,240	政務調査用書籍代 (ギオスク書店)	
3月30日	3-41	資料購入費	¥55,650	政務調査用書籍代 (今井書店)	
3月30日	3-53	資料購入費	¥10,670	政務調査用書籍代 (今井書店)	

⑨

鉄永幸紀議員 H23年度政務調査費チェック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点 按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている	備考 ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
6月24日	36	広報費	¥129,360	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷費も、その按分に
6月24日	36	広報費	¥24,780	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送のための封筒印刷費も、その按分に
6月24日	37	広報費	¥6,247	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に
6月24日	38	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に
6月24日	39	広報費	¥2,060	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告郵送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので、県政報告郵送料も、その按分に
6月27日	45	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に

⑨

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月29日	46	広報費	¥2,363	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
7月20日	57	広報費	¥319,618	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告配送費円が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので、県政報告配送費も、その按分に応じたものにするべきである。
7月20日	59	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので県政報告の折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
7月22日	62	広報費	¥8,000	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている	使途不明金
10月18日	97	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので県政報告の折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
10月18日	98	広報費	¥9,555	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので県政報告の折込料も、その按分に応じたものにするべきである。

⑨

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
10月19日	102	広報費	¥126,783	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
10月19日	102	広報費	¥29,610	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送のための封筒印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
10月28日	112	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
11月18日	128	広報費	¥316,928	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告発送料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので発送料も、その按分に応じたものにするべきである。
12月8日	137	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
1月14日	157	広報費	¥9,920	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
1月18日	158	広報費	¥5,680	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている	

⑨

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点 按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	備考 ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
1月28日	167	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
2月8日	175	広報費	¥127,050	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送のための封筒印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
2月8日	175	広報費	¥29,190	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
2月24日	180	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告発送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので発送料も、その按分に応じたものにするべきである。
2月29日	183	広報費	¥317,568	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月31日	200	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。

9

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
3月31日	201	広報費	¥9,922	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月31日	202	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月30日	207	広報費	¥8,000	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている	使途不明金
4月2日	209	広報費	¥146,055	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
4月28日	223	広報費	¥1,800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。

錦織陽子議員 H23年度政務調査費チェック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
7月26日	7-10	広報費	¥2,753	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告送付用封筒が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送に使用する封筒代も、その按分に応じたものにするべきである。
8月4日	8-1	広報費	¥20,800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
8月12日	8-2	広報費	¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
8月22日	8-9	広報費	¥653	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒・コピー用紙(議会報告用)が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷用紙・封筒も、その按分に応じたものにするべきである。
9月29日	9-11	広報費	¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、「議会報告」印刷代が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷代も、その按分に応じたものにするべきである。
10月12日	10-2	広報費	¥2,052	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒・コピー用紙2052円が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷用紙・封筒も、その按分に応じたものにするべきである。

10

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
10月13日	10-3	広報費	¥315	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒(議会報告用)が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので封筒も、その按分に応じたものにするべきである。
11月18日	11-3	広報費	¥19,760	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告郵送料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので県政報告の郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
12月20日	12-8	広報費	¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので県政報告の折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
12月20日	12-9	広報費	¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、9月定例会議会報告印刷代が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので定例会報告の印刷代も、その按分に応じたものにするべきである。
2月1日	2-1	広報費	¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告印刷代が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので議会報告の印刷代も、その按分に応じたものにするべきである。
2月3日	2-5	広報費	¥20,280	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので議会報告の郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。

⑩

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点 使用目的が示されていないのに、郵送料が按分率100%で計上されている	備考
2月13日	2-7	広報費	¥200		郵送料が200円というのは、普通に考えて2〜3箇所を送付したと思われるが、2〜3箇所だけに送付することは広報とは言えず、支援者に送付する後援会活動と考える。
3月8日	3-2	広報費	¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので議会報告折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月12日	3-3	広報費	¥800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている	郵送料が800円というのは、普通に考えて10箇所を送付したと思われるが、10箇所だけに送付することは広報とは言えず、支援者に送付する後援会活動と考える。

浜崎晋一議員 H23年度政務調査費チェック結果

月 日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月6日	0616-1	広報費	¥101,150	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告の郵送料が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
12月8日	1208	広報費	¥60,000	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告用の葉書費用が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので報告用葉書も、その按分に応じたものにするべきである。
3月8日	308	広報費	¥75,000	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告用の葉書費用が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので報告用葉書も、その按分に応じたものにするべきである。
3月30日	0330-1	広報費	¥111,300	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議員活動報告印刷費が按分率90%で出納簿に計上されている	按分してはいるが、証拠書類等の明示がない。
3月30日	0330-3	人件費	?	領収証には「 人件費 基本給×25%(12ヶ月)と記載されているが、受領者はジェイライフサービス(株)となっているだけで、勤務日数の記載もない(ガイドラインに違反)。25%の仕事と他の仕事(75%)との仕訳も不明瞭。	

浜田妙子議員 H23年度政務調査費チャエック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
3月30日	1	事務所費	¥58,441	4月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%(議員活動)×80%(政務調査活動)	全体に亘って按分率の根拠が説明されていない。また、同じ事務所経費の中で事務所賃借料、駐車場で事務所賃借料、ガス代、水道料、電気代、ガス代、水道料、し尿くみとり料、灯油代、及び照明器具交換代で政務調査費への按分率が80%と90%に分けられている理由が明記されていない。按分率90%の水道料、し尿くみとり料、及びガス代が、他の80%按分率のものと違っており、10%の按分率の差が存在する理由がない限り、80%按分率にすべきである。
4月27日	4	事務所費	¥4,952	4月分電気代10,318×60%×80%	
4月27日	5	事務所費	¥2,789	4月分ガス代5,115×60%×90%	
4月28日	8	事務所費	¥58,441	5月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
5月16日	14	事務所費	¥1,549	3~4月水道料1,722×100%×90%	
5月27日	22	事務所費	¥1,800	し尿くみとり料2,000×100%×90%	
5月27日	23	事務所費	¥3,627	5月分電気代4,534×100%×80%	
5月27日	24	事務所費	¥2,318	5月分ガス代2,576×100%×90%	
5月30日	26	事務所費	¥58,441	6月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
6月27日	38	事務所費	¥3,272	6月分電気代4,090×100%×80%	
6月27日	39	事務所費	¥1,960	6月分ガス代2,178×100%×90%	
6月30日	42	事務所費	¥58,441	7月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
7月15日	53	事務所費	¥1,549	5~6月水道料1,722×100%×90%	
7月27日	63	事務所費	¥5,767	7月分電気代7,209×100%×80%	
7月27日	64	事務所費	¥1,951	7月分ガス代2,168×100%×90%	
7月29日	65	事務所費	¥58,441	8月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
8月25日	78	事務所費	¥4,830	8月分電気代6,038×100%×80%	
8月29日	83	事務所費	¥1,896	8月分ガス代2,107×100%×90%	
8月30日	84	事務所費	¥58,441	9月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
9月8日	89	事務所費	¥3,200	トイレ照明器具交換代4,000×100%×80%	
9月15日	91	事務所費	¥1,549	7~8月水道料1,722×100%×90%	全体に亘って按分率の根拠が説明されていない。また、同じ事務所経費の中で事務所賃借料、駐車場で事務所賃借料、ガス代、水道料、電気代、ガス代、水道料、し尿くみとり料、灯油代、及び照明器具交換代で政務調査費への按分率が80%と90%に分けられている理由が明記されていない。按分率90%の水道料、し尿くみとり料、及びガス代が、他の80%按分率のものと違っており、10%の按分率の差が存在する理由がない限り、80%按分率にすべきである。
9月27日	96	事務所費	¥1,843	9月分ガス代2,107×100%×90%	
9月28日	97	事務所費	¥5,165	9月分電気代6,457×100%×80%	
9月30日	100	事務所費	¥58,441	10月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
10月27日	112	事務所費	¥3,500	10月分電気代4,375×100%×80%	
10月27日	113	事務所費	¥1,948	10月分ガス代2,165×100%×90%	
10月28日	116	事務所費	¥58,441	11月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
11月15日	125	事務所費	¥1,549	9~10月水道料1,722×100%×90%	
11月28日	132	事務所費	¥2,291	11月分電気代4,114×100%×80%	
11月28日	133	事務所費	¥2,255	11月分ガス代2,505×100%×90%	
11月30日	135	事務所費	¥58,441	12月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	
12月20日	140	事務所費	¥1,800	し尿くみとり料2,000×100%×90%	
12月20日	142	事務所費	¥2,707	灯油代3,384×100%×80%	
12月27日	149	事務所費	¥2,206	12月分ガス代2,452×100%×90%	
12月28日	150	事務所費	¥4,250	12月分電気代5,313×100%×80%	
12月30日	151	事務所費	¥58,441	1月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%	

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
1月13日	155	事務所費	¥2,707	灯油代 $3,384 \times 100\% \times 80\%$	
1月16日	156	事務所費	¥1,549	11～12月水道料 $1,722 \times 100\% \times 90\%$	
1月27日	161	事務所費	¥2,979	1月分電気代 $3,724 \times 100\% \times 80\%$	
1月27日	162	事務所費	¥2,156	1月分ガス代 $2,396 \times 100\% \times 90\%$	
1月30日	164	事務所費	¥58,441	2月分事務所・駐車場賃借料 $73,052 \times 100\% \times 80\%$	
2月24日	175	事務所費	¥2,707	灯油代 $3,384 \times 100\% \times 80\%$	
2月27日	181	事務所費	¥3,637	2月分電気代 $4,547 \times 100\% \times 80\%$	
2月27日	182	事務所費	¥2,271	2月分ガス代 $2,524 \times 100\% \times 90\%$	
2月29日	185	事務所費	¥58,441	3月分事務所・駐車場賃借料 $73,052 \times 100\% \times 80\%$	
3月15日	190	事務所費	¥1,549	1～2月水道料 $1,722 \times 100\% \times 90\%$	
3月27日	194	事務所費	¥2,178	3月分ガス代 $2,420 \times 100\% \times 90\%$	
3月28日	196	事務所費	¥3,348	3月分電気代 $4,185 \times 100\% \times 80\%$	
5月15日	207	事務所費	¥1,391	3月分水道料 $1,546 \times 100\% \times 90\%$ ⇒ 当該計上は不可。理由は既に3/15に計上した水道代で2ヶ月分を6回(1年間分)計上している。	

廣江式 議員 H23年度政務調査費チェック結果				
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	備考
4月28日	313	人件費	¥1,445,913	「平成23年度補助職員給与明細書」に給与、賞与、社会保険料の合計金額×25%との記載あり。また、勤務日数は263日となっている。しかし、肝心の給与等が支払われたという事実を証明する領収書がない(廣江議員でも作成できるような「明細書」しかない)。また、政務調査の仕事25%と他の75%の仕事との仕訳けが不明瞭。関係企業の従業員のようであり、どうにでも出来る関係であり、尚更明確にしなければならない。

福田俊史議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
5月26日	512	事務所費	¥27,414	5月分事務所電気料として34,268×0.8(按分率)と説明している。	当該事務所を使用して、特別な政務調査活動を実施したという説明は無く、毎月の事務所電気代としては高すぎるので、按分率80%とはいえ、これ等の計上は不適正である。
6月23日	610	事務所費	¥25,432	6月分事務所電気料として31,791×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
7月25日	720	事務所費	¥28,631	7月分事務所電気料として35,789×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
8月30日	820	事務所費	¥28,884	8月分事務所電気料として36,106×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
9月29日	942	事務所費	¥25,663	9月分事務所電気料として32,079×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
10月31日	1030	事務所費	¥24,720	10月分事務所電気料として30,900×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
1月/24日	1111	事務所費	¥23,132	11月分事務所電気料として28,916×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
12月27日	1226	事務所費	¥24,618	12月分事務所電気料として30,773×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
1月30日	112	事務所費	¥27,189	1月分事務所電気料として33,987×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
2月27日	228	事務所費	¥25,209	2月分事務所電気料として31,512×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	
3月26日	314	事務所費	¥26,879	3月分事務所電気料として33,599×0.8(按分率)と説明しているが、同上。	給油した実績を示す記録が無く、車を使用しての政務調査活動を含めた議員活動を行った説明もされていないので、単にガソリン代名目の領収書の存在だけで政務調査費に計上することは不適正である。
3月30日	317	事務所費	¥60,000	事務所移転費用(日本通運)75,000×0.8(按分率)と説明しているが、年度末の事務所移転は、23年度の政務調査活動に寄与しないので不適切。	
5月31日	515	調査研究費	¥43,413	ガソリン代(株式会社トバ・イ)72,355×0.6(按分率)と説明しているが、給油日、給油量・単価等の記載がない。	
6月6日	603	調査研究	¥9,971	ガソリン代(株式会社たけうち)16,619×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
6月29日	614	調査研究	¥18,291	ガソリン代(株式会社トバ・イ)30,486×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
7月14日	711	調査研究	¥10,387	ガソリン代(株式会社たけうち)17,312×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
7月28日	724	調査研究	¥28,650	ガソリン代(株式会社トバ・イ)47,751×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
8月15日	804	調査研究	¥32,643	ガソリン代(株式会社たけうち)54,390×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
8月30日	821	調査研究	¥19,476	ガソリン代(株式会社トバ・イ)32,460×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
9月12日	901	調査研究	¥13,678	ガソリン代(株式会社たけうち)22,630×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	
9月26日	937	調査研究	¥9,780	ガソリン代(株式会社トバ・イ)16,300×0.6(按分率)と説明しているが、同上。	県外調査土産/交通費等(石川・富山)として北陸方面の視察をした際、相倉合掌造り集落の観光に要した費用分は充当されるべきでなく不適正。
10月19日	1018	調査研究	¥10,005	ガソリン代(株式会社たけうち)20,111×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
10月31日	1025	調査研究	¥10,261	ガソリン代(株式会社トバ・イ)20,523×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
11月9日	1101	調査研究	¥12,186	ガソリン代(株式会社たけうち)24,372×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
11月29日	1114	調査研究	¥21,606	ガソリン代(株式会社トバ・イ)43,212×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
12月12日	1207	調査研究	¥15,320	ガソリン代(株式会社たけうち)30,640×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
12月30日	1229	調査研究	¥10,389	ガソリン代(株式会社トバ・イ)20,779×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
1月10日	104	調査研究	¥7,890	ガソリン代(株式会社たけうち)15,780×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
1月30日	113	調査研究	¥14,291	ガソリン代(株式会社トバ・イ)28,582×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
2月14日	207	調査研究	¥11,571	ガソリン代(株式会社たけうち)23,143×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
2月27日	229	調査研究	¥8,934	ガソリン代(株式会社トバ・イ)17,869×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
3月5日	302	調査研究	¥4,808	ガソリン代(株式会社たけうち)9,617×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
3月30日	318	調査研究	¥14,786	ガソリン代(株式会社トバ・イ)29,573×0.5(按分率)と説明しているが、同上。	
10月16日	1015	調査研究費	¥4,018	県外調査土産/交通費等(石川・富山)として北陸方面の視察をした際、相倉合掌造り集落の観光に要した費用分は充当されるべきでなく不適正。	

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
1月30日	109	調査研究費	¥85,000	国外調査(台湾)の旅代金を100%充当しているが、観光のPRと人的交流が主たる目的であり、政務調査費を100%充当することは適切でない。	
3月23日	308	調査研究費	¥10,000	エンジンオイル、ウェルカムパーティー、懇親会費として100%充当しているが、飲食を伴う懇親会の会費に政務調査費を100%充当することは適切でない。	
3月26日	309	調査研究費	¥94,500	備品の名目で電動自転車を購入し100%充当しているが、年度末に駆け込みで購入して居り、今年度の政務調査に必要な備品とは認められない。	
9月16日	913	調査研究費	¥6,000	青年会議所シニアクラブの意見交換会会費として100%計上されているが、議員の活動実態が不明瞭。また、飲食を主とした懇親会経費のため、限度額の5千円を超える計上は不適正。	
11月28日	1113	調査研究費	¥30,000	ホッケー協会役員会費3万円(100%)は、協会規約ビラの添付のみで、活動実態についての説明がなく、政務調査活動を実施した証拠無く不適正。	
1月20日	108	調査研究費	¥5,000	自衛隊鳥取募集案内所協力会懇親会費として100%計上されているが、議員の活動実態が説明されていない。飲食を主とした懇親会費のため不適正。	
12月22日	1219	事務費	¥604	事務用消耗品購入費(ウイグス)755×80%(按分率)と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政調活動に必要とは認められず不適正。	
12月23日	1220	事務費	¥5,020	事務用消耗品購入費(ウイグス)6,276×80%(按分率)と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政調活動に必要とは認められず不適正。	
12月28日	1227	事務費	¥1,469	事務用消耗品購入費(ウイグス)1,837×80%(按分率)と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政調活動に必要とは認められず不適正。	

福間ゆたか議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
7月15日	60	広報費	¥200,550	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だよりの作成経費が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。
11月22日	130	広報費	¥14,560	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だより「かけはし」郵送料金が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
11月25日	132	広報費	¥14,560	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だより「かけはし」郵送料金が按分率100%で計上されている。	上記と同じだが、日にちが3日しか空いてないのは？
12月24日	151	広報費	¥304,500	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だよりの作成経費が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。
12月24日	152	広報費	¥74,601	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だよりの新聞折り込み料が按分率100%で出納簿に計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折り込み料も、その按分に応じたものにするべきである。

藤井省三 議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費としての不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
4月28日	1012	調査研究費	¥20,385	4月度燃料費(5割按分後の額)として20,385円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	ガイドラインには「燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。なお、使用実態を明確に区分出来ない場合は、燃料費実費の1/2を上限とする。」となっている。したがって、実費ではない領収書をもって、政務調査費に充当することは不適正であり認められない。
5月31日	1013	調査研究費	¥16,215	5月度燃料費(5割按分後の額)として16,215円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
6月30日	1014	調査研究費	¥33,217	6月度燃料費(5割按分後の額)として33,217円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
7月29日	1015	調査研究費	¥17,095	7月度燃料費(5割按分後の額)として17,095円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
8月31日	1016	調査研究費	¥28,775	8月度燃料費(5割按分後の額)として28,775円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
9月30日	1017	調査研究費	¥22,838	9月度燃料費(5割按分後の額)として22,838円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
10月31日	216	調査研究費	¥19,576	10月度燃料費(5割按分後の額)として19,576円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
11月30日	217	調査研究費	¥25,115	11月度燃料費(5割按分後の額)として25,115円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
12月30日	218	調査研究費	¥17,181	12月度燃料費(5割按分後の額)として17,181円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
1月31日	219	調査研究費	¥17,047	1月度燃料費(5割按分後の額)として17,047円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
2月29日	220	調査研究費	¥28,959	2月度燃料費(5割按分後の額)として28,959円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
3月27日	221	調査研究費	¥20,159	3月度燃料費(5割按分後の額)として20,159円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
5月21日	226	調査研究費	¥59,000	4/20県外調査(交通費)政務調査活動報告書の内容に県政に関する具休策は何も示されていない。	ガイドラインには「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある。」と定めてある。したがって、政務調査活動報告書の内容が不適切な場合は、政務調査費を充当することは適正でない。

6月14日	1011	事務費	¥16,170	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	ガイトラインには「政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である。」と定められている。したがって、何を購入したかの説明が無いものを政務調査費に充当することはできず不適正な支出である。
6月28日	1009	事務費	¥45,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
9月28日	1010	事務費	¥43,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
11月9日	1034	事務費	¥2,980	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
11月17日	1105	事務費	¥780	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
12月28日	214	事務費	¥37,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
3月27日	215	事務費	¥27,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
7月3日	1007	事務費	¥99,225	4月～6月分コピー機リース料(9割按分後)	
10月4日	1008	事務費	¥99,225	7月～9月分コピー機リース料(9割按分後)	
1月4日	212	事務費	¥99,225	10月～12月分コピー機リース料(9割按分後)	
3月28日	213	事務費	¥99,225	1月～3月分コピー機リース料(9割按分後)	按分率の根拠が明示されていない。ガイトラインには「事務所の形態を勘案の上、使用の割合に応じ按分して按分の根拠を明示すること」と定めてある。カウンタ料金制になっていない、高額過ぎるのではないか。
10月14日	912	事務費	¥225,000	事務委託料(H23年/上期分)9割按分としているが、委託業務の内容が不明。また、按分率の根拠も不明。	按分率9割の根拠を示す書面が無い政務調査費の充当は不適正。
3月7日	210	事務費	¥225,000	事務委託料(H23年/下期分)9割按分としているが、委託業務の内容が不明。また、按分率の根拠も不明。	
12月16日	234	事務費	¥94,600	「パソコン」とだけ記入。100%政務調査費を充当している。	按分率100%の根拠が説明されていないので、政務調査費の計上は不適正。
12月15日	235	事務費	¥13,125	「OA周辺機器」とだけ記入。同上。	

17

藤縄喜和議員 H23年度政務調査費チェック結果					備考
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	
8/25~3/25 5の間毎月25日	I	人件費	¥576,000	8月~3月の8ヶ月間毎月20日間勤務したとし、年576,000円の人件費を計上しているが、補助員■■■■は親族(息子)と思われる。その親族が本当に政務調査の仕事をしているか不明。また同居しているとするれば、尚更、その勤務実態が不明瞭。	

安田優子 議員 H23年度政務調査費チェック結果					備考
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	
3月31日	901	人件費	?	出勤簿に記載の日、時の全てを政務調査の仕事にあてているか不明。なお領収書が1枚のみで日付は平成24年3月31日となっている。「賃金は、毎月1回以上一定の期日を定めて支払わなければならない。」という労働基準法第24条第2項に違反している。	

山口享議員 H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
4月14日	3	調査研究費	¥20,337	自動車共済67,793×1/2×60%としているが、本来リース料金に含まれているはずであり、不適正な計上である。	
6月23日	27	調査研究費	¥6,000	県左官業協同組合総会経費を100%計上しているが、活動の詳細が不明で、飲食が主と思われ、不適正支出。	
7月21日	46	調査研究費	¥150,000	車両リース代(4月～9月) 250,000×60%を計上	
9月22日	77	調査研究費	¥138,000	車両整備 230,000×60%を計上しているが、本来はリース業者が負担すべきであり不適切である。	車両整備費用を借り手が支払う必要はないのではないか。
1月31日	141	調査研究費	¥85,000	台湾調査(1/9～1/12)は日華親善議員連盟から4人の議員が交流事業参加のために知事らと共に出掛けたものであり、経費を100%充当することは疑問である。	4人のうち3人が同じ内容とみられる調査活動報告書であり不適切な支出。